

# 三者検討会実施要領

〔平成17年3月23日 建技第914号  
各土木現業所長、各関係課長、各関係団体の長  
あて建設部長〕

〔沿革〕平成21年1月6日建技第666号、8月3日第577号、23年1月17日第951号、24年12月20日第645号  
平成27年1月19日建管第2050号改正、令和2年2月12日第1685号

## 1 目的

近年、高度化・複雑化する土木工事においては、事前に構造物などの安全性、経済性（品質、コスト、工程）及び環境対策などの条件を的確に把握して、施工計画、施工管理を実施することが重要となってきた。

また、公共工事の安全性や耐久性などの一層の品質向上に向け、トータルコストの縮減や新技術の導入、環境保全などにも留意しながら、発注者が求める品質や機能などを適切に工事内容に反映させることで、監督業務の充実を図る必要がある。

そこで、発注者と受注者（以下「施工者」という。）にて通常行われている打合せ協議に、当該工事に係る詳細設計等を担当したコンサルタント（以下「設計者」という。）が加わることで、設計の考え方の確実な伝達、設計・施工条件や施工上の留意点などの円滑な検討協議により、監督業務の適正な履行並びに確実な施工が図られ、その結果、発注者が求める品質や機能を確保することを目的に「三者検討会実施要領」を制定する。

更に、計画・設計及び施工分野の技術的知識を相互に交換することでそれぞれの一層の技術力向上と、施工者においては施工現場の効率化、設計者においては成果品の品質向上を目指すものとする。

## 2 検討会の構成員

三者検討会の構成員は、次を標準とする。

①発注者～工事監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）、建設管理部事業担当課係長等  
（必要により）

②施工者～受注者（現場代理人、主任技術者、監理技術者等）

③設計者～当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む。）を受託したコンサルタント  
（委託契約当時の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者）

なお、当該工事に係る施工管理等関連業務の受託者及び上記に掲げる者以外（上司や同僚等）の参加を妨げるものではない。

## 3 発注者が対象とする工事

対象は、委託した設計成果に基づく工種を有する工事であり、次に示す(1)～(3)のいずれかの要件を備えた工事のうち、発注者が必要と判断した工事とする。

なお、対象箇所は年度当初に出張所等において提案し、各建設管理部設計積算管理委員会で決定するものとする。

(1) 予定価格が7千万円以上の工事。ただし、舗装、路盤、土工等で単純なものを除く。

(2) 下記に示す工種を伴う工事であること。

- ① 橋梁工を有する工事
- ② 杭基礎を伴う構造物工事
- ③ 軟弱地盤上の工事
- ④ 擁壁(応力計算有,  $H \geq 2m$ , 補強土壁を含む)、ボックスカルバートを伴う工事
- ⑤ 地すべり対策及び斜面对策を伴う工事
- ⑥ 樋門・堰等あるいは多自然型工法を有する河川工事
- ⑦ 鋼製ダムあるいは多自然型工法を有する砂防工事
- ⑧ 地盤改良工を伴う防波堤・岸壁工事
- ⑨ 推進工法による下水道管渠工事
- ⑩ 技術的難易度の高い工種を有する工事
- ⑪ 複雑な仮設構造物を伴う工事

(3) 下記に示す特殊な条件に該当している工事であること。

- ① 設計条件で不確定な要素を有している工事
- ② 複雑な設計条件のある工事(地盤条件、水理条件、施工計画等)
- ③ 作業工程に制約のある設計が行われている工事
- ④ 設計思想が重要になってくる工事
- ⑤ 新技術・新工法を用いて設計が行われている工事
- ⑥ 近傍の工事や調査との調整が必要な工事
- ⑦ 環境保全に特別な配慮が必要な工事
- ⑧ その他特殊な条件のある工事

#### 4 設計者への工事情報の提供

発注者は、関係の設計者に対し、当該工事発注時期及び設計成果の関与箇所に関する情報を提供するものとする。

#### 5 当該工事設計図書での明示

発注者は、対象となった工事について、設計図書(特記仕様書)にて、三者による検討会の開催について明示する。

#### 6 施工者の対応

施工者は、施工前及び施工途中において、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案における疑問点、確認を要する事項等を整理して、検討会の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を発注者に報告すること。

## 7 検討会の開催

### (1) 連絡

発注者は、施工者から報告を受けた検討会の開催希望時期を基本として、設計者とも日程調整し、両者に検討会の開催日時を連絡するものとする。

なお、発注者は、施工者から報告を受けた照査結果及び疑問点等の内容について確認し、設計成果に係るものは事前に設計者にその内容を伝えておくものとする。

### (2) 開催

検討会の進行は発注者（総括監督員もしくは主任監督員）が行う。

検討会での確認事項等は以下によるものとする。

#### ① 施工者による報告

施工者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。その際、現場不符合等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。

#### ② 発注者による回答

発注者は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。

#### ③ 設計者による説明

設計者は、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明するとともに、必要により施工者からの質問等に回答する。

#### ④ 三者による確認

検討会の各出席者は、契約図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件・意図及び施工上の留意事項について確認する。

打ち合わせた内容などの確認は、工事施工協議簿により行う。

なお、検討会において確認された現場不符合等のうち、再調査や再計算が必要となる事項は、発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。

#### ⑤ 設計・施工に係る意見交換

上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。

#### ⑥ 以降の活用

以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期等について協議し、三者の合意により決定するものとする。

### (3) 開催時期及び開催回数

三者検討会の開催時期については、施工者による設計図書の照査及び現地調査が終了した時点を原則とし、必要により随時開催も可能とする。

日時の決定については、施工者が開催時期を提案し、発注者が設計者とも日程調整して決定する。

開催回数は、発注者が発議して開催するものは1回を標準とするが、現場条件の特殊性等に依じて、複数回開催することができる。

## 8 設計者との契約

発注者が必要と判断し、三者検討会の対象となった工事については、発注者は設計者と業務委託契約を締結するものとする。

## 9 その他

### (1) 設計者もしくは施工者からの申し出による検討会の開催

発注者が検討会の対象としなかった工事においても、設計者もしくは施工者から申し出があったものについては、申し出た者の負担において検討会を開催することを可能とする。

なお、開催の手順については上記内容に準ずる。

### (2) 設計業務の成果としての「施工上留意すべき点」の活用について

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書において、設計業務の成果として設計図面又は特記仕様書にて作成を義務付けている「施工上留意すべき点」を活用することにより、円滑な三者検討会の運営に資するものとする。

附 則（平成17年3月23日建技第914号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月6日建技第666号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月3日建技第577号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月17日建技第951号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日建技第645号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月19日建管第2050号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日建管第1685号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。